

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○指定障害者支援施設等

【生活介護を行う場合】

人員基準	医師	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うため必要な数 ※医師が健康管理や相談、基本的診療等のために、事業所に原則毎月1回以上の勤務を行っていることを要する。
	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の単位ごとに、1人以上
	理学療法士又は作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の単位ごとに、1人以上（1人以上は常勤）
	<p>※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算で、①～③に掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①～③に掲げる数及び④に掲げる数を合計した数以上</p> <p>① 平均障害支援区分が4未満 ：利用者数を6で除した数以上</p> <p>② 平均障害支援区分が4以上5未満：利用者数を5で除した数以上</p> <p>③ 平均障害支援区分が5以上 ：利用者数を3で除した数以上</p> <p>④ 厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数</p>	
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

【自立訓練（機能訓練を行う場合）】

人員基準	看護職員	・ 1人以上（1人以上は常勤）
	理学療法士又は作業療法士	・ 1人以上
	生活支援員	・ 1人以上（1人以上は常勤）
	※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数が 60 人以下： 1 人以上 ・ 利用者数が 61 人以上： 1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

【自立訓練（生活訓練を行う場合）】

人員基準	生活支援員	・ 常勤換算で、利用者数を6で除した数以上（1人以上は常勤）
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者数が 60 人以下： 1 人以上 ・ 利用者数が 61 人以上： 1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤
	※健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置く場合、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算数を6で除した数以上、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1人以上置くこと ※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人置くこと	

【就労移行支援を行う場合】

人員基準	職業指導員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	生活支援員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を6で除した数以上	
	就労支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

【認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合】

人員基準	職業指導員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	生活支援員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上	
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

【就労継続支援B型を行う場合】

人員基準	職業指導員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	生活支援員	・1人以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は常勤）
	※職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を10で除した数以上	
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

【施設入所支援を行う場合】

人員基準	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援の単位ごとに、 ○利用者数が60人以下：1人以上 ○利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型のための提供にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする
	サービス管理責任者	・当該施設において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねること

【複数の昼間実施サービスを行う場合】

人員基準	サービスごとに常勤の配置が義務づけられている従業者	・昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合、1人以上は常勤
	サービス管理責任者	・利用者数が60人以下：1人以上 ・利用者数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

設備基準	訓練・作業室	・専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの要に供するもので、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること
	居室	・居室の定員は4人以下 ・地階を設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること ・寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ・一以上の出入口は、避難場有効な空地、廊下等に直接面して設けること
	食堂	・食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること
	浴室	・利用者の特性に応じたものとする
	洗面所、便所	・居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること
	相談室	・間仕切り等を設けること
	廊下幅	・1.5メートル以上（中廊下の幅は、1.8メートル以上）
	※認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備基準は、上記のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有すること	